

① 制度の概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、経済産業大臣が指定した工芸品の組合、団体及び事業者等が実施する事業の一部を国が補助することにより、**伝統的工芸品産業の振興を図る**制度です。

各産地における**原材料確保対策事業**、**若手後継者の創出育成事業**のほか、和食をはじめとした日本文化など他分野や他産地との連携事業、国内外の大消費地等での展示会への出展など**需要開拓事業**などに対して支援を行います。

② 支援内容

□ 振興計画・共同振興計画

特定製造協同組合等による後継者育成、原材料確保、需要開拓事業等

最大2,000万円

補助率：2/3以内

□ 活性化・連携活性化・支援計画

個別製造事業者や支援者による活性化事業、産地プロデューサー事業等

最大2,000万円

補助率：1/2以内

③ 対象となる取組

【振興計画】

- 後継者・従事者育成事業
- 若年層等後継者創出育成事業
- 技術・技法の記録収集・保存事業
- 原材料確保対策事業
- 需要開拓事業、意匠開発事業

【活性化・連携活性化計画】

- 活性化事業（単一工芸品）
- 連携活性化事業（複数工芸品・他業種連携）

【支援計画】

- 人材育成・交流支援事業
- 産地プロデューサー事業

④ 対象者

- 伝産法に基づく各種計画の認定**を受けた方
- 特定製造協同組合等（振興・共同振興計画）
- 製造事業者・そのグループ（活性化・連携活性化計画）
- 伝統的工芸品産業支援事業者・団体（支援計画）

⑤ 採択率向上のポイント

- 事前計画認定の確実な取得**：補助金申請の**1ヶ月前まで**に伝産法計画認定が必須
- 事業計画の戦略性**：**自立化に向けた具体的道筋**と収益性向上策を明示
- 産地全体への波及効果**：**組合・産地連携**による相乗効果を重視
- 継続性と発展性**：事業終了後の**自立運営体制**構築計画が重要

⑥ 戦略的分析

【段階的アプローチの重要性】

- 小規模事業**から開始し実績を積み重ねる
- 組合参加による**補助率2/3獲得**を優先検討
- 他産地・他業種との**連携事業**で差別化

【事業計画認定の戦略】

- 認定には**通常2ヶ月以上**を要するため早期準備
- 経済産業局との事前相談**で方向性確認
- 計画の種類選択により**補助率・対象事業**が変動

⑦ 事業計画種類の採択状況



振興計画：組合主体で補助率2/3、採択率が比較的高い

活性化計画：個別事業者向けで補助率1/2、競争率高

⑧ 重要手続きと準備期間

準備項目	所要期間・注意点
事業計画認定申請	事前相談から認定まで 通常2ヶ月以上
経済産業局との相談	計画種類の選択、事業内容の調整
組合・団体との調整	共同申請の場合、事前合意形成が重要
補助金申請準備	認定から補助金申請まで最低1ヶ月必要

⑨ 専門家活用のススメ

- 伝産法計画認定サポート**：複雑な法的要件の確実なクリア
- 事業計画策定支援**：採択率向上に向けた戦略的提案書作成
- 経済産業局との調整**：事前相談での効果的なアピール
- 継続的な事業運営支援**：補助事業終了後の自立化戦略

⑩ 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2024/12/19作成】

提出書類	チェックポイント
事業計画認定申請書	<input type="checkbox"/> 計画の種類選択 が適切か確認 <input type="checkbox"/> 実施主体の 要件充足 を明確化
定款・事業報告書等	<input type="checkbox"/> 組織の実態・実績を証明 <input type="checkbox"/> 最新の財務状況を反映
構成員名簿	<input type="checkbox"/> グループ構成の場合必須 <input type="checkbox"/> 役割分担の明確化
補助金申請書類	<input type="checkbox"/> 認定計画との整合性 確保 <input type="checkbox"/> 詳細な事業実施計画書

⑪ 申請スケジュール

- 事前準備期間（6ヶ月前～）**
経済産業局との事前相談開始。事業計画の方向性決定。
組合・団体との連携協議も同時進行。
- 事業計画認定申請（3ヶ月前～）**
認定まで通常2ヶ月以上を要する。
各経済産業局へ計画認定申請書を提出。
- 補助金公募開始**
例年1月頃に公募開始（予定）
認定計画保有者のみ申請可能。
- 審査・採択決定**
書面審査および必要に応じてヒアリング審査実施。
- 事業実施・実績報告**
採択後～事業実施
定期的な進捗報告と最終実績報告が必須。

⑫ 補足事項

- 補助金申請前に伝産法認定計画の取得が必須条件
- 事業実施期間中は定期的な進捗管理・報告が義務

⑬ 問い合わせ

制度詳細	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densa/n/densan/plan.html
お問い合わせ	経済産業省 商務・サービスグループ 文化創造産業課 伝統的工芸品産業室 TEL：03-3501-1511（内線3651～3652） ※各経済産業局でも相談可能です。